



# にゅーす しター



NPO 消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: [shounet@okayama.coop](mailto:shounet@okayama.coop)

ホームページ: <http://okayama-con.net>



## 13年度も消費生活サポーター講座を岡山県より受託しました。! 20 会場で開催します。



2012年度の消費生活サポーター講座は、3会場で開催し、345名の受講者となりました。3会場ともに岡山県消費生活相談員の矢吹香月さんが講師となり、テキストに出てくる岡山家の人たちの様々な消費者被害に対しての紹介や被害にあった方に対するの接し方について、ロールプレイングによる学習を行いました。被害にあっている人に言うてはいけない言葉として「だまされていますよ」「どうしてそんな契約をしたの」「子どもに相談したら」「勉強代」など具体的に説明頂き、また最近の消費者被害の実態として「電話での勧誘からの送り付け商法」「利殖商法」やその対処法、クーリングオフの仕方や注意点など、分かりやすくお話しをして頂きました。

最後に今日から全員が消費生活サポーターであることを確認して

終了しました。参加者からは、「目配り、気づきはアンテナをはり、聞く力をもってサポーターができるようにとの話が分かりやすく、とても有意義な講座を受講でき感謝致します。」

「今回学んだ事を地域にあるいきいきサロンの中でも生かしていきたいと思っています。ありがとうございました」

「話し方がとても解りやすくゆったりだったので身体の中まで教



講師の矢吹 香月 さん



岡山会場



津山会場



倉敷会場

育していただいた。とても有意義な時をありがとう」

「困っている人に対する具体的な声の掛け方、言葉を教えてもらい、勉強になりました。」などの声が出され大変好評でした。

2013年度の消費生活サポーター講座は、1年間で県内20会場を行ないます。岡山県では、消費者被害について楽しく学べるようにDVDの製作を行い、活用できるようにしています。日頃から消費者問題に関心をもち必要な情報を自ら収集し、消費者被害に遭いやすい方の見守りなど地域における安全で安心な消費生活を支える活動を行なう消費生活サポーターの養成を進めていきます。



# 消費者被害未然防止事業が終了しました。

## 講座開催報告(1月～3月)



### ★葬儀とお墓の基礎知識～いざという時に備えて～★

講師/徳永ヒサ子さん(消費者力開発協会)

1/10(木)10時～12時 岡山市立旭東公民館 (参加者 90名)

1/11(金)13時半～15時半 岡山市立瀬戸公民館 (参加者 40名)



### ★契約トラブルを未然に防ぐ！ナットク！契約書入門講座★

講師/河本泰政さん(弁護士)

1/16(水)18時半～20時半 岡山北商工会津高支所 (参加者 26名)

1/17(木)18時～20時 赤磐市山陽産業会館 (参加者 15名)

1/22(火)18時半～20時半 岡山南商工会灘崎支所 (参加者 31名)

### ★食の安全安心～正確な情報収集と選択～★ 講師/松永和紀さん(科学ライター)

1/29(火)10時～12時 浅口市健康福祉センター (参加者 61名)



### ★生き生きと安心して暮らすために～変わってきた葬儀とお墓・高齢者被害～★

講師/徳永ヒサ子さん(消費者力開発協会)

2/26(火)13時半～15時半 柵原総合文化センター (参加者 86名)

3/4(金)13時半～15時半 岡山市立万富公民館 (参加者 110名)

### ★食の安全安心を考える～“いわゆる健康食品”の実態と正しいつきあい方～★

講師/梅垣敏三さん(独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター長/薬学博士)

3/6(水)13時半～15時半 JA岡山高島支所 (参加者 54名)

### ★ケイタイ・ネットの意外な落とし穴★ 講師/筒井愛知さん(IPU 環太平洋大学講師)

3/13(水)10時～12時 井原市地場産業振興センター (参加者 22名)

### ★撃退！悪質商法！★ 講師/大賀宗夫さん(司法書士法人楷の木合同事務所/司法書士)

3/15(金)10時～11時半 備前市市民センター (参加者 15名)

### ★あなたも賢い消費者へ～くらしに安心を！消費者力を磨くヒントがいっぱい！～★

落語/秋風亭てい朝さん(広島演芸会) 講師/廣重美希さん(消費者力開発協会)

3/18(月)10時～12時 メルパルクおかやま (参加者 41名)

### ★トラブルを未然に防ぐ！中小企業の契約被害を知ろう！契約力アップセミナー★

講師/河本泰政さん(弁護士)

3/22(金)18時～20時 瀬戸大橋温泉やま幸 (参加者 13名)

2012年9月～2013年3月の実施期間に、県内21会場で消費者被害未然防止講座・講演会を開催し、延べ840名の方にご参加頂きました。



徳永ヒサ子さん



河本泰政さん



松永和紀さん



梅垣敏三さん



筒井愛知さん



大賀宗夫さん



秋風亭てい朝さん



廣重美希さん

2013年4月15日

会員各位

特定非営利活動法人消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正 (公印省略)

### 第6回通常総会開催について

#### □開催内容

日時 2013年6月1日 13時30分～14時30分

場所 岡山県 県立図書館 2階 多目的ホール

総会の参加の申込について

総会は個人・団体正会員によって構成されます。賛助会員、会員外の方もオブザーバーとして参加できます。

#### □総会議案について

第1号議案 2012年度事業報告承認の件

第2号議案 2012年度決算承認の件

報告事項 2013年度事業計画、収支予算

※定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により理事会議決事項となっています。

第3号議案 役員選任の件

第4号議案 議案決議効力発生に関する件

## 消費者月間記念講演会のお知らせ

消費者庁テーマ 学ぶことからはじめよう～自立した消費者にむけて

テーマ 消費者被害にあわないために

～だましのテクニックとだまされないテクニック～

#### 内容

「～だましのテクニックとだまされないテクニック～」をテーマに講演いただきます。「未公開株の詐欺事案」から悪徳業者への責任追及ができない理由や、「損をした方がお金を取り戻したい」心理学を利用した手口、株の「希少性」や「途上国の開発に力を入れている」などの紹介で会社を信用させ2重被害に合わせる手口など、自らが携わってきた事例などをふまえて、消費者被害にあわないための「だまされないテクニック」を学びます。

主催：NPO法人消費者ネットおかやま・岡山県消費者団体連絡協議会の共催

日時 6月1日(土) 15時～17時

会場 県立図書館 2階多目的ホール 岡山市北区丸の内2-6-30

最近の相談状況 岡山県消費生活センター センター長 水野洋子さん

講演 弁護士 加藤進一郎 さん

所属 京都弁護士会 日弁連消費者問題対策委員会委員

同 金融サービス部会員 1級FP技能士

重点取扱業務 証券取引被害、先物取引被害、詐欺商法被害、欠陥住宅被害等

●お問い合わせ・申込み NPO法人消費者ネットおかやま

電話 086-230-1316 (月～金 9時～16時)

FAX 086-230-1317

ホームページからもお申込みできます。ホームページ <http://okayama-con.net/>



## 第15回

# 消費者被害なんでも相談会(無料)開催のご案内

消費者ネットおかやまは、消費者被害の防止や拡大防止をはかることを目的に活動をしています

とき **4月27日(土) 13時~16時**

ところ 岡山県消費生活センター  
(きらめきプラザ) 5階 研修室

岡山市北区南方二丁目 13-1(旧国立病院)  
(岡山駅より北へ徒歩 約15分)

当日の相談業務をお手伝いいただける専門家の皆様のご参加、ご協力をお願いいたします。



消費者被害に関して  
どんなことでも  
お気軽にご相談下さい!

※電話相談も行ないます  
4月27日 13時~16時  
086-801-0014



## 情報をお寄せください!!

消費者ネットおかやまでは、活動の一つとして、悪質な事業者に対する行為の中止の申し入れを行っています。

些細な消費者被害でも被害の数が多ければ大きな問題です。

**消費者被害やトラブルの情報をお寄せください!!!**



NPO 消費者ネットおかやま

TEL 086-230-1316 FAX 086-230-1317

E-mail [shounet@okayama.coop](mailto:shounet@okayama.coop)

HP <http://okayama-con.net>



## 「集団的消費者被害回復訴訟制度」の動向について

4月5日朝、自民党消費者問題調査会・内閣部会の合同会議が開催され、「集団的消費者被害回復訴訟制度」について了承されました。

前回の合同会議での意見をふまえ、以下の点について変更がありました。

- ・施行日前に締結された消費者契約に関する請求には適用しない。ただし、施行前後に発生している場合はADRで対応する。
- ・報酬費用の定めを「消費者の利益擁護の見地から」不当なものでないこと。(ガイドラインに算定費目を定め、消費者の最終的取戻分が一定程度確保されるようにする)。

本制度に関して、この間慎重な意見を述べてきた山本幸三議員からは、自らの主張が取り入れられたことに関して感謝し、高く評価する旨の発言がありました。また、竹本直一議員からは、在日米国商工会議所が言っていたアメリカでの濫訴により経済活動への悪影響が懸念されていたが、この間の論議でそこまでの広がりを見せないと判断したため、賛成したい旨の発言がありました。今後、自民党政調会・総務会を経て、閣議決定の上、本国会に上程される予定です。